

守れていますか？ 飼い犬の飼育マナー

ふん尿の処理などが適切でないと住民間のトラブルに発展することも

犬を飼っている皆さん、社会の中で大切なペットとともに生活をしていくには、飼い主としてのマナーを守ることが必要です。他人や社会に迷惑をかける飼い方をしていないか、飼育マナーを見直してみましょう。

生活環境課 ☎995-1816

ふん尿の処理は適切に

市には毎年、犬の飼い方に関する苦情が多数寄せられます。その中でも、特にふん尿処理についての苦情が多いです。公共の場所や他人の家の前では排せつさせないようにしてください。また、外で排せつをした場合は、臭いや汚れを落とすなどし、ふんは必ず持ち帰ってください。

飼い主が守るべきこと

- 飼い主のマナーとして、以下の点を必ず守りましょう。
- ①散歩中はふん尿の汚れを落とすための水やシャベル、持ち帰り袋を持ち歩くこと
 - ②散歩をするときは必ずリードを付けること

③屋内ではゲージに入れるか、丈夫な鎖や綱などで必ずつなぐこと

④鑑札、注射済票は必ず首輪に着用すること

マナーを守らないとトラブルの原因にも

飼育マナーを守らない行為は、地域の人たちに不安を与えるだけでなく、住民間のトラブルに発展する可能性があります。また、ペットを飼っている人への印象を悪くし、他の飼い主にも迷惑をかけることとなります。ペットを飼う人は必ずマナーを守ってください。



無線放送戸別受信機の貸与 演習通報や市からのお知らせを放送

市では、東富士演習場の演習通報や市からのお知らせ、災害時の緊急情報などを無線放送でお知らせするため、戸別受信機を貸し出しています。災害発生時に備え、受信機を借りていない世帯主は申請してください。



放送内容

時間	内容
6:30	演習通報、市の行事予定・お知らせ
9:00	時報
12:00	時報
17:00	時報
19:30	演習通報、市の行事予定・お知らせ
緊急時	火災の発生、災害への注意、警報の発令、行方不明者のお尋ねなど

世帯主に無償で貸し出し

市に住民登録のある世帯主に、無償で1台貸し出ししています。戦略広報課（市役所3階）で手続きをしてください。

転出するときは必ず返却を

市外に引っ越すときは、戸別受信機を建物内に置いたままにせず、戦略広報課または各支所へ返却してください。建物の建て替え時に処分してしまわないよう注意してください。転居するときは、戦略広報課で住所変更の手続きをしてください。

故障かなと思ったら

雑音が入ったり放送が入らなかったりする場合は、電波の状況が悪くなった可能性があります。次の事を試し、放送を聞いてみても状況が変わらなければ受信機を戦略広報課へお持ちください。

- コンセントを挿す場所を変え、置き場所を変える
- アンテナを真上または真下に伸ばす

戦略広報課 995-1802